

意見書第4号

第8期介護保険制度改正についての意見書

少子高齢化の進展、核家族化が進む中、介護保険は、介護を必要とする者だけでなく、高齢者を支える家族や地域にとっても、ますます重要な制度となっている。

一方、介護保険制度の財源構成は、公費50%、保険料50%で賄われ運営されているが、高齢化の進行等により介護給付費が増加し、被保険者の保険料負担や自治体の財政負担が増加している。さらに、介護保険制度創設当初は1割負担であった利用者の自己負担額も、所得に応じてではあるが2割へ、平成30年8月からは3割へと負担割合が増加しており、今後も被保険者の負担が上昇していくことが予測される。

また、現状の介護報酬では介護従事者が安心して働けず、事業所における人材確保が難しく経営に支障をきたすなど、サービスの維持が困難となり、介護難民や介護離職を生み出すことが危惧される。

こうしたことから、第8期介護保険制度改正の実施に当たり、従来の制度運営に対する財政措置に加えて、下記の措置を講じられることを強く要望する。

記

- 1 介護保険財政の国庫負担割合の引き上げを行うとともに、被保険者の保険料、利用者負担及び自治体の財政負担が過重とならないように配慮すること。
- 2 介護サービス事業者の人材確保と経営を守るため、介護報酬の引き上げを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月30日

兵庫県朝来市議会議長 渕 本 稔